



平成 2 5 年 第 2 回
占冠村議会臨時会会議録



自 平成 2 5 年 3 月 2 8 日

至 平成 2 5 年 3 月 2 8 日

占 冠 村 議 会

平成25年第2回占冠村議会臨時会会議録（第1号）

平成25年3月28日（木曜日）

○議事日程

		議長開会宣言（午後2時30分）
日程第 1		会議録署名議員の指名について（2番・3番）
日程第 2		会期決定について 議長諸般報告 村長行政報告
日程第 3	議案第 1号	工事請負契約を締結することについて
日程第 4	議案第 2号	工事請負契約を締結することについて
日程第 5	議案第 3号	訴訟上の和解について
日程第 6	議案第 4号	平成25年度占冠村一般会計補正予算（第1号）

○出席議員（8名）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	小峰 義雄 君
	2番	長谷川 耿聰 君		3番	山本 敬介 君
	4番	五十嵐 正雄 君		5番	佐野 一紀 君
	6番	工藤 國忠 君		7番	木村 一俊 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

村 長	中村 博 君	副 村 長	堤 敏 満 君
会 計 管 理 者	小林 潤 君	総 務 課 長	田 中 正 治 君
企 画 商 工 課 長	尾 関 昌 敏 君	保 健 福 祉 課 長	中 田 利 明 君
産 業 建 設 課 長	岩 谷 健 悟 君	林 業 振 興 室 長	田 畑 泰 行 君
ト マ ム 支 所 長	伊 藤 俊 幸 君		

（教育委員会）

教 育 長	藤 本 武 君	教 育 次 長	小 尾 雅 彦 君
-------	---------	---------	-----------

○出席事務局職員

事 務 局 長	窪 田 敏 雄 君	主 査	岡 崎 香 織 君
---------	-----------	-----	-----------

開会 午後2時30分

◎開会宣言

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回占冠村議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、2番長谷川耿聰君、3番、山本敬介君を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

◎議長諸般報告

○議長（相川繁治君） これから、諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（窪田敏雄君） （記載省略）

○議長（相川繁治君） これで、諸般の報告は終わりました。

◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長。

○村長（中村 博君） こんにちは。ただいま、議長よりお許しがありましたので、行政報告をいたします。

別に配布した行政報告をご参照願います。平成25年3月8日以降の行政報告でございます。まず報告事項について申し上げます。

新規就農者の認定についてでございます。昨年、新規就農で7組10名の方々が本村に関心を持たれ農家と意見交換を行い村内を視察されました。その中で1名の方が本村での就農を希望され、村の規定に基づき就農計画書が提出されました。占冠村農業委員会、ふらの農業協同組合南富良野支所、上川農業改良普及センター富良野支所など関係機関から意見を聴取し検討した結果、就農計画を適切と認め3月26日に新規就農希望者として認定書を交付いたしました。

就農計画では、安心して安全な野菜作りをめざして、無農薬農業による露地栽培を基本とした経営内容となっています。背伸びをせず身の丈に合ったものですが、新しい感覚での営農に期待しているところです。

4月からは双珠別の農家で3年間実習を積み、その後農業経営に移行する計画になっています。主な用務は記載のとおりです。

入札につきましては、記載のとおり、占冠中

学校等特別教室棟耐震改築工事他、1件執行しております。

以上で行政報告を終わります。

○議長(相川繁治君) これで行政報告は終わりました。

◎日程第3 議案第1号 日程第4 議案第2号

○議長(相川繁治君) 日程第3、承認第1号、工事請負契約を締結することについて、及び日程第4、議案第2号、工事請負契約を締結することについての件、2件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長、小尾雅彦君。

○教育次長(小尾雅彦君) 議案書の1ページになります。議案第1号、工事請負契約を締結することについて提案理由の説明をさせていただきます。提案理由としまして、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。内容ですが、契約の目的としまして、占冠中学校特別教室棟耐震改築工事です。2、契約の方法ですが、指名競争入札によります。3、契約金額ですが、2億2,260万円です。4、契約の相手方ですが、橋本川島・川端経常建設共同企業体。代表者ですが、旭川市旭町2条7丁目12番地90、株式会社橋本川島コーポレーション、代表取締役、川島崇則となっております。

続きまして、議案第2号になります。工事契約を締結することについての提案理由の説明となります。工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

内容ですが、契約の目的としまして、トナム小中学校校舎耐震改修工事です。契約方法ですが、指名競争入札によるものです。契約金額が、8,452万5千円です。契約の相手方が廣野・那知経常建設共同企業体。代表者が旭川市4条通10丁目2233番地11、株式会社廣野組、代表取締役、中谷登です。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(相川繁治君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号、工事請負契約を締結することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号、工事請負契約を締結することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第3号、訴訟上の和解についての件を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中村 博君） 議案提案の前に私の方から経過説明を行います。ニニウ自然の国に関わるこの間の一連の経過について申し上げます。所在地は役場から約11キロメートル西端に位置し、標高が280メートルと村内でも最も低く、気温が温暖で、桜も一週間ほど早く開花するところでございます。かつては30世帯以上の農家がありましたが、離農が相次ぎ皆無となり、現在は1世帯が定住しているだけとなりました。自然環境に恵まれ、野鳥や虫、クワガタなどの昆虫類が生息しているほか、近年はサケの遡上も見られるようになった自然溢れる地域でございます。後世に引き継いで行かなければならない貴重な財産でもあります。村では昭和50年に廃校となったニニウ小中学校を翌年から青少年研修センターに衣替えし、夏期間林間学校として村外の利用者に開放してきました。その後、土地と廃校等の既存集落を再利用し、自然と人間の関わり方の原点をさまざまな活動を通して体験できる新しいスタイルの社会教育の場として生まれ変わりました。この骨子となるのが、昭和57年7月に策定されたニニウ自然の国構想であり、6交房群からなる特色あるゾーンに分類され、約80ヘクタールの高地を利用して、自然環境を壊さずに自然とふれあい、自然と遊び、自然に憩える場所を目指しております。核となる施設は財団法人自転車道路協会が日本自転車振興会の公益事業、振興補助事業をうけ、昭和

58年度に2億7千万円あまりをかけサイクリングターミナルを、平成6年に6,500万円あまりをかけサイクリングロードをそれぞれ整備したもので、同協会名で表示登記を行い、占冠村が運営管理を委託されておりました。その後、同協会の財政上の問題等から事業を継続していくことが不可能となり、平成12年3月末をもって解散いたしましたので、運営管理物件は占冠村に無償譲渡されました。一方、キャンプ場等の施設は道営中山間地域総合整備事業を導入して、占冠村が平成10年度から平成14年度まで2億7,800万円をかけて追加整備を行いました。この施設の管理は占冠村が全額出資した株式会社ニニウ自然の国開発公社が昭和59年から携わってきましたが、道道夕張新得線の工事等で隣接するキャンプ場施設の休止が余儀なくされたこともあって、平成20年度から赤字決算が続いておりました。このような状況を踏まえ、占冠村では民間活力を導入した新たな再開発を模索しておりましたところ、観光協会を通じて施設の売却の話があり、平成18年6月1日に札幌市の株式会社三角不動産が現地確認に訪れました。ニニウ自然の国再生事業に向けた合意が得られたことから、平成19年7月2日付けで基本協定、土地の売買契約に関する仮契約及び普通財産の譲渡契約に関する仮契約を締結し、同7月6日に開催の占冠村議会臨時会の議決を経て、占冠村サイクリングターミナルに関わる土地、建物の売却を決定いたしました。占冠村自然活用村は前日の基本協定に基づき、サイクリングターミナルの施設と一体管理が前提になっていることから、その目的で設立された特定非営利活動法人U・z i nニニウ自然の国に平成23年4月1日から3年間の予定で指定管理を行いました。しかしながら、同NPO法人は指定管理業者が行う業務の遂行と占冠村の求める報告を行わず、

やむなく昨年3月30日をもって指定を取り消しました。この取消しによる土地、建物の明渡しと、概算払指定管理料の不当利得金について返還に応じてもらえず、法的措置による解決に踏み切ることになり、平成24年7月47日、札幌地方裁判所に土地、建物明渡し等請求事件として訴訟を起こしました。前段の土地、建物の明渡しにつきましては、被告が本件の不動産を占有していないとの理由で和解が成立し、平成24年10月26日の弁論準備手続の責上、管理棟、事務所の鍵2種類が返還され解決に至りました。後段の概算払管理料の不当利得金返還は裁判を継続しておりましたが、その中で裁判所の職権による強い和解勧告がなされ、占冠村サイクリングターミナル施設を含めた一体的な解決が図られることとなりました。占冠村といたしましては公の施設に関わる長年の紛争を早期に解決し、キャンプ場の付帯施設として利用することが賢明であるとの判断から、訴訟上の和解に応じることといたしました。初期の目的を達成できず、財産負担を伴うこのような結果に至りましたことは誠に遺憾であり、村民並びに議員の皆さんに心からお詫び申し上げます。今後はこの訴訟を教訓に公の施設の売却、更には指定管理者の選定業務の執行にあたって、より慎重で適正な対応に努めてまいります。来る4月5日の解決を待って、早い時期に職員並びに私の処分を検討し、その責めを果たしてまいりたいと考えております。本日は裁判上の和解についての議案と、それに伴う関連補正予算を担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。先ほどご説明いたしました事業費、サイクリングターミナルの事業費でございますが、私2億7千万円と申しましたけれども、2億700万円の誤りでございまして、訂正いたします。

○議長（相川繁治君）　引き続き、産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君）　議案第3号、訴訟上の和解について提案理由の説明を行います。議案要旨の2ページをお開きください。提案理由です。札幌地方裁判所平成24年（ワ）第1667号土地建物明渡し等請求事件について、次の理由により和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。和解理由ですけれども、本事件については、請求の趣旨第2項に関して札幌地方裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと、さらにはこの和解により原告と被告及び利害関係人との間の公の施設に係る長年の紛争が早期に解決することが望ましいことを勘案し、和解しようとするものであります。議案書5ページで内容について説明いたします。第1、当事者の表示、北海道勇払郡占冠村字中央。原告、占冠村。同代表者村長、中村博。同訴訟代理人弁護士、吉川武。札幌市中央区北5条西12丁目2番23。被告、特定非営利活動法人U・z i n ニニウ自然の国。同代表者理事、丹羽祐而。同訴訟代理人弁護士、和田壬三。同、下津谷圭司。札幌市中央区北5条西12丁目2番23。利害関係人、株式会社三角不動産。同代表者代表取締役、宮脇元弘。第2、請求の表示。1、請求の趣旨、被告は原告に対し、172万7,233円及びこれに対する平成24年6月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。2、請求の原因。(1)原告は平成23年3月10日、「占冠村公の施設に係る指定管理者の指定手続条例」及び「占冠村自然活用村の設置及び管理に関する条例」に基づき、北海道勇払郡占冠村字ニニウ所在の地番367番3の原野等の各土地及び同2498番2所在の未登記建物等の各建物をもって原告が設置する公の施設について、被告を

地方自治法第244条の2の3項所定の指定管理者に指定した。(2) 上記指定管理者の指定に基づき、原告と被告は、平成23年4月1日、「占冠村自然活用村の管理に関する基本協定書等」を締結した。(3) 原告は、上記指定管理者としての被告に対し、平成23年度指定管理料として、195万円を支払った。(4) 被告は上記指定管理者としての業務を遂行しなかったため、上記(3)で支払われた金員の内、172万7,233円は、不当利得である。第3、和解条項。1、原告は、本件請求を放棄する。2、原告と利害関係人は平成25年4月5日をもって、原告と利害関係人間の次の(1)ないし(4)の協定及び契約を合意、解除する。(1)平成19年7月2日付け、「ニニウ自然の国再生事業に関する基本協定」。(2)同日付け「土地の売買契約に関する仮契約」に基づく土地売買契約(別紙物件目録(1)記載1ないし3の土地を対象とするもの。)(3)同日付け「普通財産の譲渡契約に関する仮契約」に基づく普通財産譲渡契約(別紙物件目録(1)記載4の建物及び同附属備品を対象とするもの。)(4)同日付け「普通財産の譲渡契約に関する仮契約」に基づく普通財産譲渡契約(別紙物件目録(2)記載の建物及び同附属備品を対象とするもの)。3、原告は利害関係人に対して、前項に関する和解金として800万円の支払義務があることを認める。4、原告は利害関係人に対し、前項の金員を、平成25年4月5日限り、利害関係人から第5項(1)の不動産の引渡し及び同(2)の抵当権設定登記抹消登記並びに同(3)の所有権移転登記を受けるのと引換えに、株式会社北海道銀行北十五条支店の「株式会社三角不動産代表取締役宮脇元弘」名義の普通預金口座に振り込んで支払う。5、利害関係人は、原告に対し、平成25年4月5日限り、原告からの前項の金員の支払

いを受けるのと引換えに、(1)別紙物件目録(1)記載1ないし4及び同(2)記載1ないし5の各不動産を現状有姿にて引き渡す。(2)別紙物件目録(1)記載1ないし4の各不動産について、別紙登記目録記載の抵当権設定仮登記の抹消登記手続をする。ただし、登記費用は利害関係人の負担とする。(3)別紙物件目録(1)記載1ないし4及び同(2)記載1ないし5の各不動産について、平成25年4月5日和解を原因とする所有権移転登記手続をする。ただし、登記費用は原告の負担とする。6、利害関係人は、原告に対し、原告の求めに応じて、前項(3)の所有権移転登記手続に要する書類を交付する。7、利害関係人は、原告に対し、平成25年7月31日限り、別紙物件目録(1)記載1ないし4の各不動産を課税物件とする平成25年度固定資産税の年税額95万3,400円を全額納付する。8、原告、被告及び利害関係人は、原告と被告との間及び原告と利害関係人との間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。9、訴訟費用及び和解費用は、各自の負担とする。

8、9、10ページには先ほど説明しました物件目録と登記目録の内容が記載されておりますので、ご確認ください。以上、ご審議をよろしくお願いします。

○議長(相川繁治君) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

7番、木村一俊君。

○7番(木村一俊君) ながながとごたごた続きのニニウの問題ですが、残念ながらまた村民に負担を強いる結果となってしまいました。若干質問いたします。平成19年7月2日付けで行われたニニウ自然の国再生事業に関する基本協

定の契約相手が三角不動産の宮脇尚美さんという方になっておられる訳です。今回は宮脇元弘さんという方になっているんですけども、その辺の法律効果が名称が違っている場合はどうなのか、その辺のことについてお聞きしたいのが第一点。そしてその平成19年の基本協定書において、ニニウの林間学校の面積というか床面積というのか、636.00平方メートルということなんですが、今回の物件目録2に出ています1, 2と、これは研修所と書いてあります学校のことだと思うんですが、この床面積足しても532.98平方メートルしかないなので、100平方メートルちょっとあわないんですけども、この基本協定書と今回の目録に出ているところの100平方メートルについて、その辺の説明をお願いしたいと思います。それから、3千万円の抵当権設定についてお尋ねいたしますが、今回和解金ということで、800万円向こうがもらう訳なんですけど、普通3千万円の抵当がついている場合、その3千万円が全部支払わなければ抵当権というのはなかなか抹消しづらいものだと思えます。それは本当に抵当権抹消が800万円払っただけで、なされるものかどうか、その辺のことについてお尋ねいたします。それから、この抵当権のことについてなんですけど、株式会社C I Sというのが突然、前回の全員協議会において出てきた訳なんですけど、以前からニニウに関する資料が産業建設課から出されている訳なんですけど、登記簿謄本を取り寄せ、転売の有無の確認作業を継続して行っていたという文言が繰り返されて記されておりますが、登記簿の3枚目に乙というらしいんですが、そこに所有権以外の抵当権だとか、いろいろな権利に関する登記が書かれている訳なんですけど、登記簿謄本、登記事項証明書を取り寄せた割には、平成22年からこの抵当権がついていたとい

うことが説明がありましたが、なぜ分からなかったのか、その辺について説明をお願いいたします。あと、もう一点ですが、この和解金800万円の算出根拠というか、それについて説明があったんですが、もう一回繰り返して説明をいただきたい。以上、お願いいたします。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 平成19年7月2日付けの基本協定時の株式会社三角不動産代表取締役の名前が違う、でも大丈夫かという件でございますけれども、会社との契約ですので、社長が変わっても株式会社ですので、社長が変わっても法律上問題ないかと考えております。林間学校の床面積ですけれども、林間学校については施設の契約をするときには、表示登記等がされていなく、村のもとの図面から面積を計算して算出して契約しております。その後、表示登記を行った段階で、面積が変わったものだと考えております。3千万円の抵当権がついて、その抹消の関係ですけれども、今回の和解についてはお互い両方の弁護士と協議した中で、抵当権抹消がなされるということで、確認されておりますので、これについては抹消がされると考えております。C I Sの抵当権設定については、登記簿謄本等で確認してございましたけれども、そこにはC I Sの抵当権は設定されておりますけれども、確認内容としては転売がされるかされないかの確認を行ってございましたので、そこまでは説明不足だったと考えております。800万円の説明については副村長からいたします。

○議長（相川繁治君） 副村長、堤敏満君。

○副村長（堤 敏満君） 800万円の算出根拠について申し上げます。今回の和解につきましては、向こうからの要請によりまして、最低占

冠村が受け取ったものを返還するということがベースになっております。そういった中で、双方の弁護士が協議をなしたものでありますけれども、内訳といたしましては、一つ目に土地を減額譲渡いたしました金額、67万8,626円。もう一つは、固定資産税、この間ずっと払ってきている訳なんですけれども、これにつきまして平成25年度分までの固定資産税の納税額、それと私どもが企業立地、老朽施設の関係で補助金を交付いたしております2年分のさっ引き計算をした分、これが566万2,600円になります。この額をまず返還すると。もう一つは、指定管理料、172万7,233円の放棄をするという裁判所の調停案でありますけれども、このうち三角不動産に124万5千円が敷金等に入っているということもありまして、これをさっ引いております。それをさっ引きまして、後は不動産取得税、これが287万8千円かかっております。それと、登録免許税、164万6,500円。この合計額から先ほど言いました、三角不動産に前もってNPOの方から支払われております家賃等の124万5千円を引きました2分の1、これを折半したということになっております。それが163万9,750円です。今言いましたこの3つの金額を足しますと、798万976円という数字になります。これを端数切り上げまして、800万円というところで話合いがついたということになります。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 他に、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号、訴訟上の和解についての件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第4号、平成25年度占冠村一般会計補正予算（第1号）の件を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の11ページです。議案第4号、平成25年度占冠村一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。この度提案いたします、平成25年度占冠村一般会計補正予算（第1号）は、議案第3号の訴訟上の和解に関わる予算計上で、歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億1,480万円にしようとするものでございます。以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。15ページです。歳入、19款、1項、繰越金において800万円の増額です。次に歳出についてご説明申し上げます。6款、1項、農業費において、4目、農業構造改善事業費で公の施設和解金として、補償、補填及び賠償金800万円の増額でございます。戻りまして12ページ、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上よろしくご審議をお願いします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号、平成25年度占冠村一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されま

した。

◎閉会の議決

○議長（相川繁治君） お諮りします。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（相川繁治君） これで、本日の会議を閉じます。

平成25年第2回占冠村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後3時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 4月16日

占冠村議会議長 相川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員 長谷川 耿 聰

占冠村議会議員 山 本 敬 介